

計画素案に対する意見と市の対応方針

【南相馬市空家等対策計画（素案）パブリックコメントの意見と市の対応方針】

（パブリックコメント実施期間：平成30年1月4日～1月31日）

	項目	意見等	市の考え方	修正内容
1	【本編】P15 空家等対策にかかる基本的な方針 空家等及び空家等の跡地の 活用の推進	（意見） ・災害などが発生する度にお金をかけ て仮設住宅等を建設しているが、 建設費と空き家の維持管理を比較し た上で、空家を仮設住宅代わりに利活 用することはできないか。	・仮設住宅については、災害救助法に基 づき県が設置するものでありますが、現 在借上住宅として、アパート等を仮設住 宅としている現状があります。ただし、 借上とする建物が速やかに県と契約で きること、耐震性等に問題がないかが必 要な条件でございますので、必要とされ る時点で判断することとなります。 今後の計画運用において、ご意見として 参考とさせていただきます。	修正なしとします。
2	【本編】P15 空家等対策にかかる基本的な方針 空家等及び空家等の跡地の 活用の推進	（意見） ・空家販売・賃貸・イベントへの貸し 出し等のフェアを開催してはどうか。	・現在運用している空地空家バンクにお いて、販売・賃貸物件を登録しており ます。今後、さらなる登録に取り組むと ともに、平成30年4月から参加予定の 「全国空地空家バンク」において、全国 に情報を発信いたします。 イベント等への貸出に関しては、貸し出 し中の管理責任や頻度の問題から、市で 管理・関与することは難しいと思われ ます。	修正なしとします。
3	【本編】P31 南相馬市空家等対策協議会	（意見） ・空き家等の啓発・対策を行うに当た り、NPO等の市民団体と連携 により問題解決をすすめる必要があ るのではないか。	・空家対策計画では、広く市民のご意見 を取り入れるため、弁護士会、建築関係 者、不動産関係者等、行政区長会等から 構成される南相馬市空家等対策協議会 を設置しており、ご意見をいただけれ ば、そちらで協議する用意がございま す。NPO法人等の市民団体との連携に ついては、今後、計画を進める中で検討 して参りたいと思います。	修正なしとします。